

令和3年12月28日

実習実施者  
監理団体 各位

### 新型コロナウイルス感染症の影響に係る技能実習生への対応について

日頃から、技能実習制度の適正な運営につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国際的な人の往来の制限が継続しているなど、未だ新型コロナウイルス感染症の影響は続いていることから、技能実習を実施するに当たって御留意いただきたい点や技能実習終了後の対応等について、改めて周知いたします。

つきましては、下記の点をご確認いただき、技能実習法の趣旨を踏まえ、引き続き適切にご対応いただくようお願いいたします。

#### ○技能実習を行う場合の感染症対策等について

技能実習を実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染対策を十分に行った上で、実施してください。

感染症対策については、以下のURLを御確認ください。

[https://www.otit.go.jp/CoV2\\_kanri\\_kansen/](https://www.otit.go.jp/CoV2_kanri_kansen/)

また、入国前のPCR検査や入国後の隔離制限に要する費用が生じた場合、当該費用については、実習実施者が負担することが望ましく、技能実習生に負担させるべきではありません。団体監理型技能実習において、監理団体が負担した場合には、監理費のうち「その他諸経費」として、実習実施者から徴収することができますが、この場合、技能実習生本人に直接又は間接的に負担させることはできません。

なお、入国後講習については、入国後、技能実習生を一定期間待機させる場合などにおいて、当面の間、音声と映像を伴うテレビ会議など、講師と技能実習生が、同時に双方向で意思疎通する方法により実施することも可能としています。

#### ○技能実習を継続することが困難となった場合の支援策等について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、実習実施者の経営悪化等により、技能実習が継続困難となった場合、技能実習生も日本人の方と同様に雇用調整助成金等の活用が可能であるため、まずは雇用の維持に努めていただくようお願いいたします。

各種支援策については、以下のURLを御確認ください。

[https://www.otit.go.jp/CoV2\\_kanri\\_seikatsu/](https://www.otit.go.jp/CoV2_kanri_seikatsu/)

その上で、技能実習生の実習継続が困難となった場合には、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構へ提出していただき、技能実習生が希望する場合は、実習先変更のための転籍支援を行ってください。

また、監理団体が廃業等した場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行

うことができるよう、まずは従前の監理団体において新しい監理団体への変更を含めた必要な措置を講じていただく必要があります。

従前の実習実施者、従前の監理団体限りでの転籍支援等が困難である場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

転籍支援等を行っている間の技能実習生の在留資格については、技能実習生の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署へ相談してください。

#### ○技能実習終了後の帰国が困難となった場合の在留資格について

帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる技能実習生については、滞在費支弁等のための就労を希望する場合には「特定活動（就労可）（6月）」への在留資格変更を認めているほか、帰国できる環境が整うまでの一時的な滞在のため、「特定活動（就労不可）（6月）」への在留資格の変更が認められており、また、帰国困難な事情が継続している場合には、これらの在留期間の更新をすることができます。

詳しくは、技能実習生の住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に御相談ください。

#### ○技能実習終了後の帰国における監理団体等の対応について

技能実習法施行規則第12条第1項第6号又は同規則第52条第9号に基づき、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者。以下同じ。）には、技能実習生（上記「特定活動」に変更した場合も含む。以下同じ。）の帰国に当たって、帰国旅費を負担するとともに、技能実習終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じる必要があるとされています。

そのため、技能実習生が帰国することとなった場合の帰国旅費については、通常に比べ、帰国旅費が高騰しているなどいかなる理由であったとしても、技能実習生に帰国旅費の一部を負担させることは認められず、監理団体が帰国旅費の全額を負担する必要があります。

なお、日本から出国する前に実施したPCR検査費用や帰国した際に生じる隔離費用については、帰国のために通常要する費用とは言えないため、監理団体等に一義的に負担の義務があるとまでは言えませんが、技能実習生の国籍によっては、帰国のために必須の措置となることから、技能実習生本人に当該費用の負担が困難な事情がある場合、上記措置の一環として、監理団体等に負担いただく必要がある場合もあります。

また、技能実習終了後、帰国までに時間を要する場合、必要に応じて生活費等の支援を行っていただく必要がありますが、当該費用については、技能実習期間と同様、技能実習生との合意を得た上で、かつ、実費を超えない範囲であれば、技能実習生から徴収することも可能です。

※ 帰国旅費を技能実習生に負担させた場合など、監理団体等が適切に実習監理を行わない場合は、監理許可の取消など行政処分等の対象となります。

で、御留意ください。